

農業者の
皆様へ

令和3年度 見附市水稲用農業 機械導入事業補助金のご案内

■補助対象種目：

- ①田植機
- ②コンバイン
- ③トラクター
- ④乾燥機
- ⑤粃摺・精米器
- ⑥選別計量器
- ⑦フレコン出荷器具
- ⑧防除機
- ⑨米の品質向上又は作業効率の向上につながる機械

※ ただし、中古
の農業用機械は
対象外とします。



■補助対象者

認定農業者、一般法人、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、
認定新規就農者、市長が特に必要と認めた団体及び法人並びに個人

■補助率： 事業費の30%以内（千円未満切り捨て）

※ ただし、補助金交付限度額については、**700,000円** とします。

■補助対象要件：

- ① 生産目安数量を達成していること
（自ら販売経路を拡大している者、当該年度に営農を開始したばかりの者は除く）
- ② 見附市人・農地プランに位置づけられた経営体であること
- ③ 国または県などの他の補助対象事業に採択されていないこと
- ④ 見附市に住所または事業所を有する者であること
- ⑤ 見附市に農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項で規定する農地を所有または借り受けていること
- ⑥ 法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関係法令に違反している団体及び法人並びに個人でないこと
- ⑦ 見附市暴力団排除条例（平成25年見附市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

■交付年度： 単年度のみです。

■採択審査：

見附市水稲用農業機械導入事業採択審査会の審査結果を参考とし、採択の決定をします。

※ 過去5年以内に本事業の交付実績のある者は、採択の優先順位が下位となります。

■申請期限：

令和3年5月20日(木)まで【期限厳守】

※ 期限までに申請がなされない場合は、審査対象になりませんのでご注意ください。なお、申請書の用紙は、見附市農林創生課および、JAにいがた南蒲 南営農センターに用意しています。見附市のHPでも申請用紙を公開しています。

■申請書提出先：見附市役所2階 農林創生課 担当：田畑

■交付申請に必要な書類一覧

種類	対象者
① 交付申請書 (様式第1号)	共通
② 交付決定前着手届 (様式第2号) ※ 必要な方のみ	
③ 事業計画書 (別紙1)	
④ 構成員名簿 (別紙2)	
⑤ 経営計画書 (別紙3)	
⑥ 補助金の審査に係る個人情報等に関する同意書 (別紙4)	
⑦ 人・農地プランに位置づけられた経営体である ことがわかる文書(写) ※ 農林創生課に請求	
⑧ 農業経営改善計画認定書(写)	認定農業者、一般法人、農業者等団体、農地所有適格法人
⑨ 青年等就農計画認定書(写)	認定新規就農者
⑩ 団体規約・定款(写)	一般法人、農業者等団体、農地所有適格法人
⑪ 農業機械管理規程(写)	
⑫ 活動計画書(写)	

お問合せ

■見附市役所 農林創生課 農政企画係 田畑

TEL：0258-62-1700 (内線223)

■JAにいがた南蒲 南営農センター 農業支援センター

TEL：0258-61-2906

